

岩手県告示第126号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成23年2月15日から同年3月8日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 宮古市新川町2番1号
- (2) 名称 宮古市

2 埋立区域

- (1) 位置 宮古市日立浜町32番3及び57番地先水面
- (2) 区域 蛸の浜漁港の主要原点を基点とし、基点から45度21分9秒 93.67メートルの点を1点とし、1点から316度14分7秒 175.27メートルの点を2点とし、2点から46度14分7秒 13.00メートルの点を3点とし、3点から136度14分7秒 40.00メートルの点を4点とし、4点から46度14分7秒 0.95メートルの点を5点とし、5点から136度16分40秒 18.76メートルの点を6点とし、6点から46度14分7秒 2.31メートルの点を7点とし、7点から136度37分22秒 10.99メートルの点を8点とし、8点から226度14分7秒 2.33メートルの点を9点とし、9点から136度17分3秒 10.94メートルの点を10点とし、10点から136度9分58秒 29.82メートルの点を11点とし、11点から136度6分4秒 50.08メートルの点を12点とし、12点から136度25分49秒 10.45メートルの点を13点とし、13点から245度44分52秒 3.94メートルの点を14点とし、14点から270度56分36秒 4.43メートルの点を15点とし、15点から175度58分12秒 10.94メートルの点を16点とし、1から16まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 2,355.97平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおりに。
- (3) 面積 11,803.35平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して120日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成33年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。